

平成 25 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）議事録

1 日 時 平成 25 年 10 月 8 日（火）18：30～21：00

2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階第一委員会室

3 出 席 相澤委員，赤間委員，阿部委員，石川委員，市川委員，岩館委員，桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木委員，中村（晴）委員，中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，八木委員
※欠席：大坂委員，小山委員

[事務局] 鈴木健康福祉部長，熊谷障害企画課長，石川障害者支援課長，金子障害者総合支援センター所長，林精神保健福祉総合センター所長，佐久間北部発達相談支援センター所長，佐々木南部発達相談支援センター所長，佐々木青葉区障害高齢課長，伊藤青葉区宮城総合支所保健福祉課長，加藤宮城野区障害高齢課長，大嶋若林区障害高齢課長，鎌田太白区障害高齢課長，障害者支援係長，山崎泉区障害高齢課長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，山縣主幹兼地域生活支援係長，早坂主幹兼障害保健係長，大関施設支援係長，須田指導係長，天野主査，鈴木主事，富山主事，高橋主事
ほか傍聴者 13 名

4 内 容

（1）開 会

（2）議 事

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

議事録署名人について，会長より坂井委員の指名があり，承諾を得た。

（1）報告事項

① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）について

② 国の障害者基本計画について

会 長 本日の議事につきましては，仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき公開といたします。

それでは，まず，お手元の次第に基づいて進行させていただきます。報告事項です。

報告事項①障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律，いわゆる障害者差別解消法について，及び，②国の障害者基本計画について，事務局より説明願います。

事 務 局 先日，9 月 30 日になりますが，内閣府主催によりまして，障害者差別解消法と第 3 次障害者基本計画の説明会がございました。その説明会の資料の抜粋という形でご説明させていただきます。

（資料 1，資料 2 に基づいて説明。）

以上が，障害者差別解消法と第 3 次障害者基本計画の特徴ということでございま

す。仙台市議会が先週まで開かれておりましたが、その中での議会審議におきましても、障害者差別解消法を受けまして、障害者差別解消に関する条例制定に関する質疑もございました。これにつきましては、市長のほうから、制定に向けた検討を進めるという答弁をいたしておりますので、今後、障害者施策推進協議会におきましても、この点についてご審議いただきたいと考えております。以上でございます。

会 長 はい、ありがとうございました。

とても大きな課題といたしますか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について、これからの流れ、または中身について説明いただきました。

それから、基本計画についても同様でございます。そして、この差別解消法の法律が成立して、これから施行に向かっていくわけでございますけれども、仙台市では、条例をつくっていくという方向が市長から出されているということもコメントしていただきました。

ただいまの事務局からの報告を受けて、各委員の皆様から関連する情報提供とか、ご意見とかありましたらいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。はい、相澤委員。

相 澤 差別解消の法律について、先日新聞で紹介ありましたように、早速第三者委員会をつくって、それに対する苦情解決とか、そういったものに対する対応を進めていくということが報道されておりましたので、大変積極的に、解消法についての対応を行っているということで伝わっていると思っておりますので、今後ともまたよろしく願いたします。

会 長 はい、ありがとうございます。

そのほか、委員から情報提供その他ありますでしょうか。まだこのことについては、さらに進行中で、差別解消法は平成 28 年 4 月からの施行でございます。先ほども説明ありましたように、今年度中というのは 3 月いっぱいまで閣議決定して、基本方針を出してから、それから対応要領と対応指針と出てきて、来年度ですよ。そして、それを受けて、今度は、その次の年には民間事業者への徹底ということで進んでいく、その進行状況は、またこの施策推進協議会でも話題になることと思っておりますけれども、それでよろしいでしょうか。

（意見なし）

(2) 協議事項

① 障害者保健福祉計画に係る監視（モニタリング）等について

会 長 それでは、続きまして、協議事項に移らせていただきたいと思っております。

協議事項です。①障害者保健福祉計画に係る監視（モニタリング）等についてご説明願います。

事務局
(熊谷課長)

(資料 3 に基づいて説明。)

まず、資料 3 でございますが、前回、第 1 回に示した監視等実施方針ということで、前回はご提案いたしまして、第 3 の監視等のところの 1 の監視のところの主語が、「協議会事務局」となっておりますが、「協議会」ということで統一してほしいというご意見がありまして、「協議会」にそろえて、あと若干平仄がそろっていないところがありましたので、平仄をそろえまして、今回修正案ということでお出しいたしておりますので、ご確認いただきたいと考えてございます。

(続いて、資料 4、資料 5-I に基づいて説明。)

資料 5-I でございますが、重点プロジェクトの中の一つ一つのものから、代表的なものをおつかいでご説明させていただきました。なお、資料中、本来二重丸をつけるべき重点プロジェクトがちょっと漏れているものが若干ございますが、第 3 回におきまして、私どものほうで重点プロジェクトの評価を文章のような形にさせていただいて、改めてそれをご審議いただければと考えてございます。本日は、152 の事業がございますので、全体像をお示しするには、ちょっとまだ時間が足りなかったものですから、きょうは現状という形で説明させていただきます。

(続いて、資料 5-II、資料 6 に基づいて説明。)

会長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明ありました。

続きまして、資料 7、仙台市における特別支援教育の現状について、赤間委員より説明いただいた後で、一括して皆様との協議を行いたいと思います。

まず、赤間委員、よろしく願いいたします。

赤間委員

(資料 7-I に基づいて説明。)

5 ページ 1 の (2) の特別支援学級の 신설ですが、対象の子供もいれば、子供が 1 名であっても学級を作っているという状況でございます。(3) の市就学指導委員会の判断と教育の場ですが、障害は軽いけど目の前に立派な支援学校があるので入りたいという希望があった場合は、それは入れません。しかし、支援度のより低い教育の場には、保護者の方といろいろやりとりをしながら、最終的にはその意思を尊重して入っているという状況でございます。それを判断するのが、仙台市障害児就学指導委員会という専門家の方々をお願いしている審議会です。そこで一人一人の子供について判断を出すわけですが、審議件数がかなり年々増えております。平成 23 年度に 694 と減っているわけですが、これは余りにも数が多過ぎて、審議会自体がパンクしました。委員を増やしても、時間を増やしても、なかなか解決されないため、審議を必要とする要件を一部緩和したので、若干数が下がっているというところでございます。

(続いて、資料 7-II に基づいて説明。)

インクルーシブ教育イコール、「特別支援学校は要らない」、「特別支援学級は要らない」、「みんな普通学級で学ぶ」ということを指しているのではないという説明にな

っています。能力や特性に応じて教育を受けられるような体制整備ということがここで述べられております。

既にことし 9 月 1 日付で学校教育法施行令という法律が改正されました。就学先決定の手続が改正されました。これはもう既に来年小学校に入る子供たちから適用されていくこととなります。このぐらいの障害程度の子供たちは特別支援学校で学びますという基準が、知的障害、何々障害と詳しくこの法律は書いてあるのですが、その基準に当てはまる子供たちは原則特別支援学校となっていました。しかし、保護者の方の希望で、「地元の学校に入れたい」ということについては例外ですという位置づけになっておりますが、そういう原則とか例外というのを取り外しますということですので、そして、決定に当たっては、本人及び保護者の意見を尊重しなさいということになっております。

仙台市では、既に合意形成を目指しながら、いろいろ就学の相談を保護者の方と重ねながら、最終的に保護者の方のご意向を尊重した形で就学先を決定してきておりますので、今回の制度改正に当たって、仙台市として大きく変わることは特になく考えております。それは全国的にも多くの自治体で、そのようにやってきていますが、一部の自治体では、基準に該当するため、絶対に特別支援学校でなければいけないというようなことがあったようです。現状は、多くの自治体ではそうではないということで、法的に現状を追認したような位置づけになるかと思っております。

そのほか、合理的配慮については、なかなかデリケートな部分といえますが、難しいことがありまして、エレベーターをつけるであるとか、そういう環境整備の物的なもの、あるいは、人的にサポートしますというようなソフトの部分とがあります。具体的に何をもち合理的配慮と言うか、言わないかというのが、国のほうでも今これからいろいろ事例を集めて考えていくというところがございます。保護者の方々には、今までもエレベーターをつけてほしいという声があったりして、でもエレベーターを学校に後づけでつけると、かなりのお金がかかるので、ちょっと我慢していただいたりということがありました。それが合理的配慮をしていないということになるのか、非常に難しい事柄と自問しているところです。

今、仙台市では、新しく学校をつくる場合には、エレベーターが標準装備ですし、洋式トイレも標準装備になっております。

会 長 赤間委員， どうもありがとうございました。

では、協議に入るわけでございますけれども、最初に皆様からご確認、ご議論いただかなければいけないのは資料 3 の部分でございます。資料 3、仙台市障害者保健福祉計画、平成 24 年度から平成 29 年度に係る監視等実施方針修正案、修正案と申しますのは、前回協議して、皆様からのご意見をいただいて修正したということで、この修正案が出ていますけれども、これでよろしいでしょうかというのが、先に皆さんに協議決定していただいて、それからほかのところに協議の内容を進んでいきたいと思っております。

まず、この資料 3 にあります監視等実施方針修正案についてよろしいでしょうか。それとも、ご意見ありますでしょうか。そこのところに限って、最初協議をお願いいたします。いかがでしょうか。では、この修正案で了承していただくということによろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、はいということをいただきましたし、皆さん、これでよろしいですね。では、一応挙手していただいたほうがいいですかね。では、これでよろしいでしょうか。（全員の挙手あり）

はい。では、まずはこの資料 3 の修正案は皆さんの了承をいただきました。

では、そのほか、事務局から説明いただいたこと、赤間委員から説明いただいたことに関して、皆様からご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか、よろしくをお願いいたします。では、目黒委員、お願いします。

目黒委員 赤間委員になんですけれども、さきほどのインクルーシブ教育システムのところで、教職員の専門性の向上とありましたが、国の方針としては、資格を持っている人を増やしましょうということがあったと思えます。この間東京で自閉症協会の会議があったときに、文部科学省の方が来て、いろいろ説明していただいたのですが、各県の資格を持っている人の割合というのが出まして、宮城県が非常に少なくて恥ずかしく思いましたが、その辺やはり理由はあると思うのですけれども、説明していただければと思います。

会長 赤間委員、お願いします。

赤間委員 特別支援学校の教員免許状というのがあります。ただ、それだけでは就職できません。そのほかに、小学校あるいは中学校あるいは高等学校の免許を持った上で、そして特別支援学校の教員免許状もあるという格好になります。

宮城県は採用枠として、特別支援学校というグループでは採用していない。いわゆる普通の小学校教員、中学校教員の枠の中で採用しているので、「私は特別支援学校に勤務したい。それだけでいいんだ」と言っても、枠としてないので、普通の小学校教員、普通の中学校教員として採用されて、たまたま配属先が特別支援学校になる。もちろん免許を持っていても、普通の小学校、中学校になる教員もたくさんおります。

宮城県では特別支援学校という枠組みで採用していないので、パーセントとしては上がらないという状況です。しかし、6割程度は持っているのではないかなと思えます。法的には、持っていることが必要で、当面は経過措置としておりますが、経過措置がずっと続いています。せつかく専門性がある人を学校に配置しないのはうまくないということで、ただ、難しいのは、例えば盲学校、視覚支援学校は、宮城県に 1 校しかないのです、免許を持っている人は 38 年間教員を続けるとすると、ずっと盲学校にいることになり、人事異動の面でもいろいろ課題が出てきます。知的障害の学校ですと仙台圏域でも 3 つ、4 つはありますが、1 つしかない学校もあって、視覚支援学

校の免許を持っていて、知的障害の学校に勤めても、それは免許状のパーセントには反映されない数字となります。

もう一つ、小学校、中学校の特別支援学級の先生たちも専門性を求められているのですが、それもかなり免許状は持っている人が増えています。それは、特別支援学校の枠を決めていないで採用している利点でもあります。私は、当時の養護学校教員免許とろう学校教員免許と小学校を持っているのですが、小学校にしか勤めたことがありません。そういう教員も結構います。でも、特別支援学級の担任としては、免許を持っていることとなります。それはそれでいいところもあります。

日本全国において、そのパーセントを上げるために、宮城県教育委員会でも必死になっているようでございます。仙台市は宮城県の中に含まれた数字になっています。

会 長 はい、ありがとうございました。目黒委員、よろしいでしょうか。

では、委員の皆様、また協議でございます。特にこの資料 6 のヒアリング等についてのご意見あればいただければと思いますけれども、中村委員、お願いいたします。

中村（祥） ヒアリングの内容項目、ポイントというのを見ますと、支援計画作成の内容と似通っていると思います。これから平成 27 年度までに事業所には課題とされるものですが、そのフォーマットや、そのアセスメントの仕方等に関する勉強が余り進んでいない現状の中で、聞かれる人も、それから聞く者も、何を基準にチェック項目や進捗状況の把握を行うことは難しいと思います。ですから、まずは相談支援事業所などを中心にして実際やられていることを、それが各事業所でも可能なフォーマットにおとし、勉強会などを仙台市が各事業所に向けてやる必要があるのではないかなと思いますし、私どもがヒアリングをさせていただく場合にも、それが基準の視点になるのではないかと思うのですが。

それからもう一つは、赤間委員に、資料 7-I の 3 ページの中で、通常の学級で学ぶ発達障害児の注意が必要な人数の登録、申請というのが、高校の部門で極端に少ないことについてですが、就労支援をさせていただいている事業所としての視点ですと、高校生が極端に成長とか支援の幅が広がって、配慮が必要でなくなるというケースは現実にはなくて、とてもたくさんいらっしゃるのではないかと思います。この現状との差をどのように考えればいいのかということがあります。また、インクルーシブ教育の中で、教員の専門性の向上というのも、ただ資格があればいいということではないと思います。特に宮城県の場合は特別支援学校の教員免許ではなくて、普通の教員免許の中に、誰でもがやれるような先生を目指すという方向性を伺いましたが、そうしたときに、専門性を向上させるプログラムや強化される仕組みがあるのかどうか、伺います。

会 長 はい、ありがとうございます。まず、最初に赤間委員からお答えいただいて、それから最初の質問に入りたいと思います。

赤間委員　　まず、高等学校の数字の解釈ですが、資料 7-I の 3 ページの真ん中の 4 の通常の学級で学ぶ発達障害児の中の高等学校の子供が 19 と 26 で少ないというご質問ですが、この調査は仙台市立高等学校に限っております。母数が少ないということなので、このようになっています。多分もつという思われませんが、高等学校では入試を経ているので、学力的にふるいがかかるということもあります。もしかすると、サポート校と言われている高校とか定時制、単位制にはもっと潜在的にいると思いますが、数としてあらわれてくるのはこの数字となっております。

4 年前は、ある高校では、うちには発達障害児はいませんという先生方がほとんどでした。でも、昔も、例えば何かちょっと人とのおつき合いが下手だとか、あるいは就職したけどすぐ離職をしたとか、就職試験の面接を何回やってもうまくいかないなど、力はあるのにどこかうまくいかない。そういった子供たちの存在はわかっていたわけですが、それが今は診断名がついたりすることも多い。高等学校の先生方の認識がもっと高まれば、数としてはもっと上がってくるのかなと思いますし、小学校、中学校では「配慮してください」と言うのと「わかりました」というシステムになってきているので、保護者の方も言い出しやすくなっていると思います。ただ、高等学校では、微分積分をする数学の中で何を配慮すればいいんだというようなこともあって、保護者の申し出があっても、なかなか実際の配慮に結びつきにくいのではないかという保護者の方の意識もあると思います。仙台市では、モデル事業で 3 年間、全ての市立高等学校で取り組んでもらって、それなりに頑張ってもらってやっておりますので、先生方の意識は大分変わってきているかなと思っています。

2 点目、専門性の問題ですが、特別支援学校勤務は初めてですという人がいても、それは特別支援学校に限っていうと、学校の中でのお互いに教師としての高め合い、学び合いの中から、免許は持っていないけれども専門性が高まっていく。当然、教育センターとか研修期間でそれを促進するような研修講座もございます。同じようなことが、小学校、中学校の特別支援学級担任についても言えます。去年 6 年生持っていたけれども、次の年は特別支援学級の担任だということが、普通にあります。初めて特別支援学級を担任する人は必ず研修を受けることになっており、これは年、何日間と設定されています。

また、経験を積んだ中でも、一生懸命やればやるほど課題が見えてくるので、障害児教育の研修プログラムというのは、教育センターを中心に仙台市でも何本も用意されています。ただ、免許を持っていればいいのかという質問ですが、さっきのお話のとおりで、免許がなくても素晴らしい先生というのはどこにでもいますし、免許持っていないでも、どうなのかという先生もやはりいるかなと。保護者からの耳の痛いお電話もよく頂戴しています。

会長　　後半の部分に関しまして、今、赤間委員からお話しいただきましたけれども、後半部は中村委員、よろしいですか。

では、最初のところで、中村委員、支援計画というのは個別支援計画のことでしょうか。サービス等利用計画のことでしょうか。

中村（祥）委員 サービス等利用計画です。個別支援計画にも相談支援のほうで、リンクするところがあると思うのですが。

会 長 それから、ヒアリング項目とは、11 ページのところを指しているのでしょうか。

中村（祥）委員 ポイントというのがありまして、その項目とか、それから実施方法の中に対象者、家族からのヒアリングですとか、全てのところがやはりサービス利用計画とか個別支援計画にリンクしていきまして、今回はサービス利用計画でいいと思いますが、それをつくらなければならなくなりますよね。

会 長 はい、わかります。今回のヒアリングについて、ヒアリングというのは、前は 11 ページのところやったという説明と両方ありましたので、どちらかということを確認して、事務局から今の中村委員のご意見についてコメントをもらおうと思ったところです。よろしいですか。では、事務局、お願いします。

事務局（熊谷課長） 中村祥子委員よりのお話の、サービス利用計画は、来年度までに一応 3 か年で全部つくるといってございまして。ただ、現在、先ほどの見込み量と実績量のところにお示ししてあるわけで、残念ながら仙台市の今の作成状況は、正直申し上げれば芳しくないという状況がございまして。

また、当然サービスという面では、サービス利用計画案というのは重要に思っていますということは我々も十分わかっているところですが、一方で、個別具体のアセスとか、個別事案のモニタリングということはこの協議会で行うことは想定していないということを考えます。もちろんサービス利用計画がどうなっているかというのは重要なことではございますけれども、個別のことに入り込み過ぎると、全体像が見えなくなるということもございまして。そこはやはり役割分担の中では、施策推進協議会の中では、ある程度もう少し大きな視点で見ていただく、前回は同様の質問はあったかと思いますが、私どものほうとしては、もう少し大きな視点でということで考えているところでございます。

会 長 大きな視点でというのは、1 つ例示したのは、前は 11 ページのようにやりましたというようなことでもありましたし、そのことも含めて委員の皆さんからご意見をいただければと思います。まずは、中村委員、どうでしょうか。

中村（祥）委員 サービス利用計画を作成するときは、いろいろな機関が集まって、その方のトータルサポートをどのような観点でやるかを考えると思います。福祉計画が正しく遂行さ

れていれば、おのずとその人のトータルのサポートが培われると考えられますので、わかりやすいと思ったわけです。ですから私どもがヒアリングする場合には、それがあるとわかりやすいかなと思いました。別のヒアリングの方法でもそういう観点で、幅広く、その福祉計画の遂行状態がわかるのであれば、いいと思います。やってみたことがないので。

会 長 はい、ありがとうございます。例えば前は地域移行に関することとか、施設の生活に関することと大きく聞いたのを前回やっていましたので、それもあわせて大事だということですよ。また、発達障害の方に関しましては、暮らし、住まいに関することというような聞き方ともしていました。個別の中でわかっていくことと、今度は全体的なところでわかっていくところも、またあるのではということですよ。就労に関すること、地域に関することというような、大きく聞いて、グループでヒアリングした経緯もありますので、それも大事なことです。

そのほか、委員の皆様からいかがでしょうか。はい、お願いします。

鈴 木 赤間委員にお伺いですが、特別支援教育の中のいわゆる OT さんとか、PT さんとかを少し学校の中に増やしていくという方向性はあるようですが、食の問題で給食に関して、この間光明支援学校で窒息の事故がございまして、やはりこういう障害のある子供たちというのは、普通の学校に比べると、それぞれの障害の程度に応じた給食を提供することが非常に大事になってくると思うのですが、給食の分野で何か今後方向性というか、お示しただければと思うのですが。

会 長 赤間委員、お願いします。

赤 間 昨年度、光明支援学校で給食を食べているとき、オレンジだったか、房をちぎって食べさせていたのですが、喉に詰まったお子さんがいました。救急車を要請したりしました。すぐそばには看護師さんもついていて、救急措置もしました。入院中意識が戻らない状態がずっと続き、残念ながら亡くなった子供さんがおりました。これは非常に考えさせられる事案だったので、鶴谷特別支援学校にもそういう子供たちも何人もおりますし、そのほかにも小学校、中学校の特別支援学級にもおりますので、仙台市教育委員会として調査をかけました。その結果、普通学級の中にも、ちょっと刻んで食べているという子供がいることがわかりました。刻む作業を誰がやるかということ、担任が行っている状況です。これは、非常に心配だと思ひまして、去年、急遽、担任を対象にした研修を組んだところです。今ご質問いただいた鈴木（先生）委員に講師をお願いし、事故防止についてお話ししていただいた経過がございます。また今年度も 11 月に同様の研修会を予定し、今度は教頭あるいは校長も管理職として必ず出席を求めます。こういう子供があなたの学校にいますので、十分配慮してくださいという意味もあり、管理職と担任の出席を求め、研修会を企画して進めているところで

ございます。

また、事故防止と緊急の対応ということで、アレルギーの子供たちに対しては、仙台市は結構力を入れており、エピペンという注射対応などは、もうどの学校でも行っている時代です。障害のある子供のうち、給食時の配慮が特に必要な子供についても危機意識をまず持って、行ってもらうという意味で進めております。

鈴木委員 その事故のてんまつと申しますか、詳しいところまではわからないのですが、新聞報道などを見ておられますと、食べさせた先生にかなりの重い責任がのしかかっているようですが、専門的な分野から考えると、そういう形態の給食を提供する体制にあったということに非常に問題があると思いますので、光明支援学校が県立ということで、この会議でお話ししてもちょっと難しい部分もあるのかもしれませんが、全体的に適切な給食を提供する体制を、きちっと整えるということが、今後非常に重要だと思われまますので、鶴谷支援学校は私もちょっとかかわっておりますので、それなりに大分給食の形態は考えられているようですが、光明支援学校のお話を聞きますと、非常にお粗末で、先日も摂食・嚥下リハビリテーション学会というのがございまして、そこで岩手県のほうははるかにきちんとした給食を提供されていまして、宮城県の光明支援学校は、あれだけの人数がいるにもかかわらず、その食形態と我々言いますけれども、普通食とあとペーストと2つぐらいにしか分かれていないようなお話を聞きまして、非常に心配しておりますので、また考えていければと思いますので、よろしくお願ひします。

赤間委員 宮城県教育委員会においては、あの事故を受けて、すぐ検証委員会を立ち上げて、なぜあの事故が起こったのかということ細かく分析して、対策ということで提言されておまして、それが公開されております。やはり、同じことが繰り返されないように教訓を得ることがとても大事であり、仙台市教育委員会としても同じように大事だと考えて、対応を進めていきたいと考えております。

会長 どうもありがとうございます。とても大事なお話でした。これから改善されていくということですね。とても大事なことです。
そのほかいかがでしょうか。市川委員、お願ひします。

市川委員 この資料6の中でわからないことのご質問と、確認をさせていただきたいと思ひます。6ページ、7ページのところに実施方法とありますが、合同ヒアリングの場合は推薦候補団体が何か所か出ていて、先ほどのご説明だと、これ以外にもあれば推薦してくださいというお話がまずありましたので、それは割と具体的ですけれども、訪問ヒアリングのほうは選定をするということになってはいますが、最終的にヒアリングをする場所を決めるのは、事務局がすると理解していいのでしょうか。それとも、また何かその決める方法はあるのでしょうかということが1つです。

それから、協議会の委員がそれぞれグループに分けられるということがありますけれども、それも私は前に行ったことがないので、具体的には行く場所が決まって、日時を決めて、我々が参加できるかできないかとかは、どのようになさっているのか、その辺を伺いたい。できれば参加したいと思っていますけれども、予定がうまく合わないといった場合はどうするのかと思っています。

それから、ヒアリング項目というのは、前回やったときのヒアリング項目が出ていますけれども、今回も基本的には同じような内容で考えていらっしゃるのか。それとも、それは何かもう少し考えていらっしゃるのか、その辺お聞きしたいのと、それから私の仕事柄、就労という言葉に物すごく関心があるので、就労に関する事について、「就労についてどう思いますか」とかという話をされると、我々事業所側からすれば、一般就労と福祉的就労がありますが。今回の新しい障害者基本計画の中にも、福祉的就労の底上げとか、はっきり言うと、この福祉的就労ということを一一般就労と同列に書かれているので、ですからこの設問の仕方についても、やはりその辺もう少し配慮し、わかりやすくしたほうがよろしいのではないかという印象を受けたので、その辺をお聞かせいただければと思います。

会 長 ありがとうございます。では、ただいま市川委員の質問といたしますか、確認に関しまして、事務局、お願いします。

事 務 局 この方針は、今回大枠を示させていただきました。私どもで大枠の方針が決まりましたら、正副会長ともご相談という形になりますが、正副会長と私どもに詳細は任せただいただければと考えてございます。

委員の参加方法につきましても、従来のやり方につきましても、ある程度枠を決めさせていただき、相手方の調整ということも入ってきますし、もちろん全部受け入れていただけるというわけでもございませんので、そのマッチングという形になります。まず正直申し上げれば、全員が参加できるというわけでもございませんので、そこはご了承いただければと考えております。

設問の項目につきましては、まだ期間、日程的にはこれから調整になりますので、恐らく実際のヒアリングをするのは、多分年が明けてからになるであろうと考えてございます。日程的にも時間、その他設問項目ももう少し詰めるという時間はございますので、その際は各委員に、ご案内をする際に改めてご意見を聴取するという形をとりたいと考えております。

会 長 市川委員、よろしいでしょうか。また確認ということで、ヒアリング項目等についても皆様のご意見をいただくことになるということですよ。

それから、前から委員であった方と新たに委員になられた方では、経験というか、初めての場いろいろあると思うのですが、具体的なイメージというようなことで、前回ヒアリングを行った委員から、何かコメントとかはないですか。諸橋委員、

前回はいかがでしたか。

諸 橋 具体的にはちょっと忘れてしまったところもあるのですが、私自身は訪問ヒアリングというのは行ったことがなくて、合同ヒアリングという 5、6 名の方に対して 2、3 人の委員でご質問するというのをしました。それぞれのグループごとにテーマを設定して、順次伺っていくということですが、いろいろな方、いろいろな障害の方もおりますので、共通してわかりやすいような言葉で、やはり就労とか、確かに一般就労や福祉的就労とか、いろいろな働き方のイメージとかがあるかと思っておりますので、その場、その場の状況を判断しながら、わかりやすく伝わり、なおかつ、うまい答えを引き出すというテクニックというのがなかなか苦労するところでした。以上です。

会 長 ありがとうございます。
坂井委員は、まとめ役もされておりましたので、その辺のところも少しコメントをいただけますか。

坂 井 私は、たしかこのときは発達障害の方お二人とお話しさせていただいて、一応こういう資料 6 の最後の別紙のような、聞くときにヒアリングする項目みたいなものがありまして、それをベースにしてお話しさせていただきました。特にそのときに印象的だったのは、発達障害の方でもやはり知的レベルが高い方だったので、活動の活発な方がお一人いて、当事者活動的なものを行っているという話をされていたのをちょっと記憶しております。そんなお話をそのとき伺いました。

会 長 はい、ありがとうございます。そのようなことで、訪問、それからグループということに進めさせていただいたところでした。
ただ、日程ということもありますので、訪問の場合には、その辺のところでは全ての方がというわけではないし、また、希望ということもたしかあったように思います。どういう施設に希望されるかということもあったように思います。よろしいでしょうか。
そのほかいかがでしょうか。はい、桔梗委員、お願いします。

桔 梗 今のお話の続きで、資料 6 の 4 ページと 5 ページになりますけれども、先ほどご説明をいただいたときに、4 ページの一番上の括弧の中、さまざまな主体からの視点ということで、（本人、家族、サービス事業者、会社、市民等）となっていて、それをさまざまなニーズのところから協議会の視点を見て、その後分析をするという流れでご説明いただいたかと思えます。
それに向けて、今回のヒアリングの実施方法として、5 ページに合同ヒアリングと訪問ヒアリングがあって、その先として、合同ヒアリングでは障害者や家族、事業者が集まっていたら、訪問ヒアリングに関しては、障害者団体や障害福祉サービス事

業所等を直接訪問し、とありますけれども、そこで確認ですが、前回私も合同と訪問、両方に参加させていただいていますけれども、前回のその資料が 8 ページ、9 ページからまとまっておりますが、あのとき協議会でご提案させていただいて、実際に実施というところまでこぎ着けたものの、震災でそのヒアリングができなかったというのが、8 ページの (2) の下にあります。これが、地域の商店街、小売店、事業者とか学生等と、要は障害者が生きるということは 1 人で生きているわけではなくて、支え合いのまちづくりというようなテーマも私のほうでも意見させていただいた延長線の中に、やはり支え合って障害者の方がよりよい生活、質の向上ができるとすれば、支え合う側のヒアリングが必要であるということをお話ししてきたと思います。その延長線として、このようなヒアリングが実施計画とされましたが、残念ながら震災によりここができなかったということで、このデータ抽出はなかったと思います。

それで、ずっと思い返したのですが、また 5 ページに戻って、今回のヒアリングのポイントの、4 ページではそのように語られていますが、5 ページの対象者のところに、その列記を私は読み取ることができないのですが、今回どのような対象者になっているのか。ただ、先ほど課長からご説明いただいたときに事業者さん等々というお話もあったので、この辺の今回のヒアリング先といいますか、対象者といいますか、それを教えていただけますでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事 務 局 今、桔梗委員がおっしゃられたとおりでございます。等の部分については、前回、桔梗委員からもご意見があったと思いますけれども、言い方は悪いですが、障害関係の事業者だけではやはり足りないと考えます。一般社会で生きていく上では、普通の事業者、一般企業とか、企業というにはちょっとおこがましいかもしれませんが、まさに今お話の地域の商店とか、地域で生きていくための必要な方々、あるいは身近にいる方々というのが重要な要素というふうに考えております。そういったところ、どこまで拾えるかというところもありますけれども、割と幅広にとっていきたいとは考えてございます。自ずと限界はございますけれども、先ほど申し上げたとおり、できるだけいろいろな方々からご意見をいただき、冒頭の障害者差別解消法の話を見せていただきましたが、今後いろいろな企業がある意味、合理的配慮の部分は努力義務とはいえ、努めていかなければならないという意味では、理解を深めていく機会であろうとも捉えておりますので、できるだけ取り組んでいきたいと考えております。

桔 委 員 ありがとうございます。先ほどキーワードでお話しされていたように、雇用というところと生活の場という、大枠二つに分けたところでの視点でのヒアリングがまずは実施できればと個人的に感じております。

それから、もう一つ確認ですけれども、前回のヒアリングに当たって、この協議会の中でこういうことを注意したほうがいいのか、こういうことの要望があるというお

話の中に、目黒委員がお話しされた「障害のある方たちに関しては、ヒアリングの前に、突然その日にヒアリングをしても理解ができないので、事前に資料をお渡しして、読んでいただいて、理解していただいてからお集まりいただいてヒアリングする」等々の何かこつみたいなものが、ご意見でいただいていた記憶があります。その辺の、前回の協議会でせっかくヒアリングに向けて、非常に活発に意見が出たと思いますけれども、その辺の利用というか、活用というかは、今回はその土台はどのようにお考えですか。

会 長 目黒委員，何かコメントありますか。

あらかじめ、そのヒアリング内容について、よく知っていただいた上でやるべきだということですよ。その辺、事務局、お願いします。

事務局
(熊谷課長) おっしゃるとおりでございますので、前の議事録というかそういうのも改めてちょっと調べて、また気づいた点がございましてから、委員各位からもご意見をいただいて、いいヒアリングにしたいと思っておりますので、気づいた点がございましたら、資料につけておりますけれども、ファクス、eメール等で私どもに意見いただければと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長 よろしいでしょうか。桔梗委員。

桔 梗 何度も済みません。では、ちょっと今の確認をもとになんですけれども、例えばヒアリング、もしくはモニタリングとか、今回ヒアリングになっていますけれども、訪問先に関しても意見等々ありましたときには、ファクスなりで事務局のほうに投げかけていただいて、それを審議していただいた上で、計画をつくっていただくという流れでよろしいですか。

会 長 そのようにお願ひいたします。

というようなことで、まず、ただいまの協議事項について、皆さんの意見を踏まえた上で進めさせていただくということ。そして、さらに具体的なことに関しましては、後から説明あるんだと思ひますけれども、ファクスの用紙もありますので、そちらからまたご意見をいただくということで、大卒進めさせていただくということによろしいでしょうか。では、また後で意見もよろしくお願ひいたします。

② 障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定について

会 長 次、協議事項②でございます。障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定について、事務局、お願いします。

平成 25 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

- 事務局
(石川課長) (資料 8-I, II に基づき説明。)
- なお、この案の作成につきましては、市川委員にはご意見いただくなどご協力いただきましたので、非常にありがとうございました。この調達方針につきましては、施策推進協議会、この皆様方の意見をいただいて、それを踏まえまして、再度庁内調整を行った上で、できるだけ早く策定し、公表したいと考えているところです。よろしくをお願いいたします。
- 会長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局から資料の 8-I で実績ということ、それから資料の 8-II ということで調達方針案が示されました。このことに関して、委員の皆様からご意見をいただいて、それを踏まえて、方針ということになっていくということで事務局から説明がありましたけれども、委員の皆様からご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。はい、中村祥子委員、お願いします。
- 中村(祥) 委員 一般就労を目指すときに一番に取り組むことは、企業の風土とか、企業の業務や速度に合わせられる仕事を、切り出していくかということになると思うのですが、仙台市は見本として、仙台市が欲しい仕事を提示するのではなくて、事業者団体にも提供できる仕事を聞いて、その仕事内容は、各就労支援事業所の職員が切り出して提案できるような窓口を設定していただけたら、もっといろいろなことがお役に立てていただけるのではないかと思います。
- 会長 ありがとうございます。事務局、お願いします。
- 事務局
(石川課長) 我々のほうでも、実際にサービス事業所さんが、どういったものを提供できるのかという調査はしております。それは一回調査して終わりというのではなくて、毎年更新したいと考えておりますし、その内容は、先ほど申し上げた 408 の課にはきちんと伝わるようにする必要があると考えております。そこはしっかりやっていきたいと考えております。
- 会長 ただいまの関連で市川委員、何かありますでしょうか。
- 市川 委員 まず、石川課長から、この原案については確かに見せていただきましたけれども、私としてはまだまだ、もう少し言いたいことがたくさんありましたが、私としてはやはり各地方公共団体などで、物すごくこの調達方針をつくる作業が遅れておりまして、恐らく全国レベルからすると 30% ぐらいしかまだできていないのではと思います。その中で、まずいち早くといいますか、割と早く、半年過ぎてもまだ早いほうなんです、それをまずつくっていただくということが最優先で、ほとんどが国で示した基準をコピーしたような内容になっていると思うのですけれども、それはそれで私はいいいと思っています。

ただ、これから先ずっと続くことなので、いろいろな実績とか経験を踏まえながら、また継続して仙台市当局ともっとよりよいものにしていけるようなことを、私としてはしていきたいと。そういう機会をぜひ与えていただきたいし、ヒアリングというか意見交換を引き続きさせていただきたいと考えております。

あとは、各事業所さんからの何ができるかということについては、仙台市のほうでももちろんありますし、私どものほうの団体でも可能な範囲で、これからまだ足りないところもどんどん拾い上げていって、各業種別に、この印刷だったらこの事業所ができるとか、掃除だったらとか、そういう業種別のもものつくりながら、仙台市から発注があったときは平等に発注の機会を与えるというようなことで行っていきたいと思っております、そういう手助けを私のほうの協働受注センターでできればと考えております。

皆様からのいろいろなご意見を頂戴しながら行っていければと思っております。むしろ私どもが扱っているのは、就労継続支援事業の A 型、B 型、地域活動支援センター、NPO も一部入っておりますけれども、そういう団体ですので、企業側の特例子会社とか、多数雇用事業者とかは我々はフォローしていませんので、その辺は発注の仕方は、仙台市のほうでどういうふうにするかは決めていただいて、我々の範囲でできることについては協力しながら、なるべく事業所が受注できるように、機会の拡大とか機会の提供というのは非常にありがたいですけれども、「実際に仕事がとれるか」とはまた別の話なので、仕事をどうやったらとれるか、その辺はやはり我々も勉強しなければいけないし、仙台市とも、先ほど随契の問題もありましたけれども、随契はどうやって生かして本当に行っていけるのかですね。というようなことなどもっと詰めていかないと、実際は仕事の受注に至らないケースが今後出てきたら、余り意味がないと思っておりますので、後は、基本的には事業者さんがやっているものは仙台市が買ってくれるかという問題と、それから仙台市で求めている物が我々の事業所でできるのかという双方向だと思います。ですから、我々も変わらなくてはいけないし、仙台市側で発注する側もやはり見方を変えていただくとか、よく内容を知っていただくというのが必要で、俗に言うマッチングをうまく行わないといけないと考えておりますので、私としては、初年度としては、まずスタートを切ることが大事だということで、これで進めていただければと思います。

あと、追加資料の説明をしてよろしいですか。（会長の「はい」の声あり）

済みません、それで各事業所でどんなことをやっているかということも含めて、11 月の 5 日、6 日、7 日と 3 日間、仙台駅で「ナイスハートバザール in せんだい」というのを、我々の団体が主催でやらさせていただきます。毎年同じ時期に、行っていることで、特にことは仙台駅との交渉がなかなかうまくいかず、3 日しかとれない状況です。一番多くとれたときは 10 日間もありましたが、ことは何か立て込んでいるといいますか、うまく日程がとれなく、3 日間ですけれども、36 事業所の参加があります。それで、見ていただくと、圧倒的に仙台市内の事業所さんが多いです。それはやはり開催する場所によって、余り遠くからはなかなか来られない。人を派遣し

なくてはいけないとか、それから売れたらまた補充しなくてはいけない、その行ったり来たりが大変だということもあるので、どうしても仙台市内の事業所さんが中心になりますけれども、それでも市外といいますか、仙台市以外のところも 10 カ所ぐらい参加していただいておりますので、こういう機会にぜひ皆さんに見ていただいて、買っていただくのはもっといいんですけれども、まず見ていただいて、どういう物がつくられているとか、それからある意味で、「こういう物ができるのなら、じゃあ仙台市ではこういうふうにして欲しく」というような何か商談会的なものも、それを挟んで行っていければ、もっと拡大できるのではないかと思い、ぜひマッチングの 1 つということで、知っていただくことが大事で、さらに、見ていただければと思います。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

中村委員からお話があった窓口的なものということの関連で市川委員からお話しいただきました。障害者支援施設ということでの協働ということで、これには特例子会社とか、障害者多数雇用事業所は入っていないということです。ある意味では、ライバルといたらいいのかわかりませんが、障害者施設同士高め合うということの大切さということもお話しいただきました。ありがとうございます。

そのほか、皆さんから意見がありましたら、はい、目黒委員、お願いします。

目 黒 調達の実績はホームページに載せますということですが、数字はやめていただきたいと思うのです。何か一般の事業所と同じように、早く、同じ物をばんばんつくるというのではなくて、その事業所が誇りたい味というものがあると思うのですけれども、それを使ってどうだったとか、こんなに仙台市が使っていますよということではなくて、こんなにいいものを使っていますよというアピールになるような、その公表の仕方というのを考えてもらえたらと思います。

それから、各事業所で作っている物を、写真でよく公表といいますか、見せ方をしているときがありますけれども、職員さんが撮った下手な写真は載せないでほしいとか、せっかくいい物が、おいしいお弁当だって、全然おいしくなさそうに写っていたのでは意味がないとか、そういうところも何か仙台市が手をかしてくれて、いい物がいいというふうに見えるように、何か見せてくれたら、助けているということになるような気がしますけれども、すぐに全部やれとは言いませんけれども、少し考えていただけたらと思います。

会 長 ありがとうございます。事務局、お願いします。

事 務 局 今のお話についてですが、やはり実績は実績として、一定程度どうしても出さなければならないという部分はございます。それとは別に、今でも行っておりますけれども、障害者が就労されている施設のご紹介とかご案内といった部分で、ぜひ今

お話のありました製品の紹介ですとか、おいしそうに見える写真ですとか、そういったものを工夫しながら、仙台市域の組織だけではなくて、広く市民にそういったものが伝わるようにできれば良いのではないかと考えておりますので、ご協力いただければと思います。よろしく申し上げます。

会 長 そのほかいかがでしょうか。はい、桔梗委員、お願いします。

桔 梗 委 員 こちらの協議会にかかわらせていただくようになってから、非常に障害者雇用のところにも個人的にもともと興味はあったんですけども、いろいろ実験的な部分も踏まえて、いろいろやってみようと思ってきた数年です。その中で、例えば仙台市ではなくても、仙台市に付随する行政、三セク機関などのイベント等々でも、個人的に障害者施設の方をおつなぎさせていただいて、お弁当であったり、お花であったり、例えば洗剤であったり、いろんな物がありますけれども、そういう成果物をおつなぎすることによって、皆さんに使っていただくというのを少し個人的に実験的にやってみました。

仕事の中では、障害者就労という部分では支援はしてきていますが、今回のこの調達方針案の中に、多分こういう形で障害者の方もかなり増えている。それで、障害者施設も増えている。就労も右肩上がりで増やさなければいけない。一般就労単価も上げていかなければいけないというふうに、先ほどの事業計画から読み取っておりますけれども、そんな中で、案の中で、この形でいくと、多分仙台市でも既にそういうことが起きているのではと想像しますが、お弁当一つにしても、かなり業者さんが入っているように見えています。このままでいくと、こちらの取引実績を見ていても、食品というのが一番取り扱いやすいので、非常に食品に特化する就労施設が増えていると思います。例えばクッキー一つでも、私も扱うときに非常に困りまして、どこにしようかと思うくらい困っているのは、多分仙台市も同様ではないかと思います。

この中に、みんなのところを使いたいというのも、もちろん行政機関ですから、そのお気持ちはよくわかりますが、それはやはり一般企業と同じで、今回 100 個のクッキーを使いたいといったときに、まさか 3 社のクッキーを使うわけにはいかず、やはりどこかになってしまうということであれば、入札というわけではないですけども、順番というわけにもならないと思いますけれども、やはりここは何かないと、と思います。力関係で使っているという事情もあるかもしれませんが、ここは公共的に、この案の中に盛り込んだほうがよろしいのではないかと考えます。金額だと入札ということになるかもしれませんが、順番というと、それもまたややこしい話だと思いますが、言葉とか、方法論が今は個人的に見つからないところですけども、公共的に広く皆さんがご利用いただけるためにも、仙台市がまた利用継続していくためにも、どのような業者さんをどのような形で考えていくかなど、何か入っていたほうが良いような気がしますが、いかがなものでしょうか。

平成 25 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

会 長 今の話は、桔梗委員の案があるのですか。なかなか難しいところかと思います。

桔 梗 でも、何もないと、もっと大変ではないかと思うのですが。

委 員
会 長

桔梗委員の体験のもとでのご意見でしたが、事務局、お願いします。

事 務 局
(石川課長)

少し言葉に詰まるようなところもありますけれども、この案の第 4 の 3 の最後になりますけれども、市役所、公で行う契約の大原則のところは、記載せざるを得ないところがございます。経済性、公正性、競争性というところがあるので、そこを踏まえただ上で市の取り組みとして何ができるのかと、そうした制約のある中での調達方針案です。なかなか特定の施設とか、入札とか、そういった具体的な形でお示しは難しいかと感じております。

お弁当のお話が出ましたけれども、役所というよりも、例えばお昼には施設で作ったお弁当を多くの職員が購入しております。そういったことは全庁的に広まっているところがございます。それから、市役所だけではなくて、イベントを開催する団体には、お弁当とかが必要であれば、こういったところがありますよという声かけを、していきたいと考えております。

調達方針に盛り込める、何らかの方法、案とかございましたら、意見として頂戴できればと思います。現在の調達方針案はこのような状況でございます。

会 長 よろしいでしょうか。また、ファクスで練られて、また委員の皆様からもさまざまな意見をいただいて、そしてこの調達方針を決定していただくことになるんだと思います。

この協議会の中では限られていますけれども、はい、久保野委員、お願いします。

久 保 野
委 員

第 5 のところですが、本文のただし書きのところについて、「ただし、原則仙台市内に所在地を有する施設に限るものとする」というところですがけれども、まず、この施設というのは、恐らくこの第 5 の 1, 2, 3 に書いてある全てのものも含んでいるという理解でよろしいですかということの確認です。施設等ということです。

会 長 事務局、お願いします。

事 務 局
(石川課長)

該当する施設については、下に列挙しているところで網羅できていると考えております。

会 長 よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

そのほか、また皆さん、ファクスで書いていただけるということも前提にありながら、ここでぜひこのことは言っておきたいということがありましたら、いただきたい

平成 25 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

と思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。これで終わりではありません。意見として、はい、白江委員、お願いします。

白 江 質問ですが、基本的なことについてはいいのですが、実績のところでは数値目標というのが設定されて、金額的な部分、そういうことはないですか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局
(石川課長) まずは、前の年よりも上回るという形で表記させていただければと今のところは考えております。

白 江 例えばほかのサービス事業と同じように 10%ずつ伸ばしていくとか、そういった長期的な視点というか、そういうのもないということですか。

事務局
(石川課長) 今のところは、そういった具体のところは書いてはございませんけれども、先ほど説明の中でさせていただいたように、まずは本市の 408 ある各課で 1 つでも、2 つでも購入するというような取り組みを進めていければという思いでおります。しかし、実績の中にございますが、市役所では、事務用品とか、そういった物の必要性が高いと思うのですが、なかなかそういったものが提供できない、マッチングの問題もありますので、そのようなことも少しずつ情報提供しながら、うまくいくようになれば、少し増えるかと感じております。今の段階で、その 10%、20%ということはなかなか難しいところですが、全てのところで 1 つでも、2 つでも、という形で行っていきたいと思っております。

会 長 はい、ありがとうございます。

では、時間も随分迫ってまいりました。このことのご意見というのは、またファクスというのもありますけれども、以上でよろしいでしょうかというか。ただいまいろいろ意見をいただきました。それらを踏まえて、そしてさらにファクスでご意見をいただいたことなどを踏まえて、また、きょう大坂副会長さんがお見えにならなかったもので、調整をさせていただく方向で進めてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）はい、ありがとうございます。

(3) その他

会 長 ということで、協議事項ということをごここで終わらせていただいて、その他についてお願いします。事務局からありますか。

事務局 お手元のほうに参考資料 1 ということで、（仮称）ヘルプカードの作成についてと

(熊谷課長) いうものをお配りいたしております。これは、何かと申しますと、他自治体でもやっているのですが、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、災害時や緊急時など、障害があつて支援が必要な方に手助けを求めるよう、基本的な情報、こちらに考えている案のレイアウトといいましょうか、図案、デザインを提示しております。こういったものを持つことによって、いざというときの安心につなげる、あわせて、こういうものを持っていますよという周知のほうも並行して行うことを考えております。

そのデザイン案がある程度固まってまいりましたので、この場をおかりいたしましたので、委員の方々に、きょうはもうご意見頂戴するお時間はございませんので、先ほど来、会長、私からも申し上げておりますが、eメール、またはファクスで受けまして、ご意見等をいただければと思っております。

東京都あたりとか、あと、金沢市とか、そういうところで類似の事業をやっております。そういったものを参考にしながら、本市としてもこういうものを実施したいと考えております。また、全国の障害者団体のレベルでもやっておられるところもあるというのは承知しております。こういったものを、義務ではございませんので、持っていただくことによって、何かあったときの安心につなげるという施策を講じてまいりたいと考えておりますので、後ほどご意見等をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

会 長 はい、ありがとうございました。

それでは、その他ということで、委員の皆様から何かありますでしょうか。はい、目黒委員、お願いします。

目 黒 今のヘルプカードですけれども、宮城県自閉症協会でも全く同じものをつくっている途中です。みんなで何回も集まって、話し合つて、つくつて、できたらブログにダウンロードできるように上げようかということと話していたところでした。会でつくっているのは助けてカードです。ヘルプカードというのを見て、こっちのほうがいいなと思つました。助けてカードのほうがいいと思つます。ヘルプでは、少し弱いのではないかと思つます。前に助成金を、福祉医療機構からもらつてこのような冊子をつくりました。そのときは、何の役にも立たないと思つていましたが、初めて助成金をもらつてよかつたと思つました。以上です。

会 長 貴重なご意見ありがとうございました。
中村祥子委員お願いします。

中村（祥） 緊急事態が起こつて、家族に連絡がとれなかつたときに、お医者さんにかかるときに、最低の必要情報を網羅しようというカードででき上がつて、大変ありがたく思つます。ただし、これがかかりつけの医療機関を持たない人や、かかりつけ医と連絡がつかなかつたときには、救急病院でこれをきちんと手当してくれる事前の申し合わせ

平成 25 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 2 回）

が必要です。私たちが以前アンケートをしたきっかけは、事故のとき救急病院で、「自分の言葉で病状を話せない子供は診ることができない」と言われて、では、話せない子供のために最低限の情報を持たせることが必要だと思ったからでした。しかし、これを持っていても、医療機関との連携をきちんとしないと役に立たないと思いますので、医療機関との連携の仕組み作りを仙台市にお願いしたいと思います。すごくうれしいです。

会 長 その大事なところ、「よろしく願いいたします」ということです、事務局の配慮といえますか、とても大切なことです。

 そのほかよろしいでしょうか。私の議事の進行については、終わらせていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。

（4）閉会

署名人

坂井 伸一 